

宮崎市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害防止や避難経路の確保を目的に、避難路に面した倒壊の危険性の高いブロック塀等の除却又は地震に対して安全な構造である塀等への建替えに要する費用の一部を補助する危険ブロック塀等対策事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、宮崎市補助金等交付規則（昭和50年規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 道路 宮崎市建築物耐震改修促進計画に規定する避難路をいう。
- (2) ブロック塀等 補強コンクリートブロック造、れんが造、石造その他の組積造の塀をいう。
- (3) 除却 道路に面するブロック塀等及び基礎を全て取り除くことをいう。
- (4) 建替え 除却し地震に対して安全な構造である補強コンクリートブロック塀、フェンス等到新設することをいう。
- (5) 狭あい道路 「宮崎市狭あい道路整備事業に関する要綱（以下「狭あい道路要綱」という。）第2条第1号に規定する、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条2項の規定により同条第1項の道路とみなされるもの（都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による開発行為の許可を受けようとする開発区域又は土地区画整理事業、市街地再開発事業、都市計画道路改良事業等の実施が確定した区域にあるものを除く。）及び法第43条第2項第1号の規定による認定又は同項第2号の規定による許可の対象となる通路のうち市長が特に整備の必要があると認めるものをいう。

(補助対象工事)

第3条 補助金の交付の対象となる危険ブロック塀等の除却又は建替えに係る工事（以下「補助対象工事」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 宮崎市内に存するもの。
- (2) 一般財団法人日本建築防災協会「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」により健全性が確保されていないと市の職員が確認したもの。
- (3) 道路に面するもの。
- (4) 道路面からの高さ0.8mを超えるもの。

2 前項に掲げるもののほか、次の各号に応じた要件に該当するもの。

- (1) 除却に係る工事は原則全撤去とする。ただし、存置部分の健全性が確保されている場合はこの限りではない。
- (2) 狭あい道路要綱第2条第5号に規定する後退用地等に除却又は建替えを行う危険ブロック塀等がある場合は、計画に係る協議を完了させること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 第3条に規定するブロック塀等の所有者、管理者又は占有者。
- (2) 市税を滞納していないこと。ただし、市税を滞納している者が市税の完納その他市長が認める措置を行ったときは、補助対象者としてすることができる。
- (3) 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第1号に規定する暴力団、若しくは同条第2号に規定する暴力団員、又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと。

(適用除外)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱の規定は適用しない。

- (1) 既に工事に着手し、又は完了しているブロック塀等。
- (2) 既に倒壊しているブロック塀等。
- (3) 同一敷地内において、この要綱と同様の趣旨による補助金の交付を受けようとするもの。また、過去にこの要綱に基づく補助金又はこの要綱と同様の趣旨による補助金の交付を受けたことがあるもの。
- (4) 所有者から補助対象工事について同意が得られないとき。

(補助金の額)

第6条 補助対象工事1件につき236,000円を上限とし、次に掲げる額のうち、いずれか低い額に2/3を乗じて得た額を限度とする。この場合において、消費税等相当額は除き、算出された補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

- (1) 補助対象工事に要する費用。
- (2) 除却するブロック塀等の長さ(m)に12,000円を乗じて得た額。
- (3) 建替えるブロック塀等の長さ(m)に27,000円を乗じて得た額。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書（様式第2号）によ

り申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定をするときは、次の条件を付することができる。

- (1) 補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保にしてはならないこと。
- (2) 前号に規定するもののほか、市長が必要と認める事項。

(交付申請内容の変更)

第10条 申請者は、補助金の交付申請の内容を変更しようとするとき（軽微な変更であって交付決定額に変更を生じないものを除く。）は、補助金交付変更承認申請書（様式第3号）に変更の内容がわかる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは補助金交付変更承認通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(遅滞等の報告)

第11条 申請者は、補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに事業遅滞等報告書（様式第5号）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による報告があったときは、その内容を確認し、指示書（様式第6号）により申請者に指示するものとする。

(事業の取りやめ)

第12条 申請者は、補助金の交付決定後に補助事業を取りやめる場合は、取りやめ届（様式第7号）に補助金交付決定通知書を添えて市長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定による取りやめ届の提出があったときは、当該補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(実績報告)

第13条 申請者は、事業が完了したときは、完了実績報告書（様式第8号）に関係書類を添えて、速やかに、市長に提出しなければならない。ただし、市長が当該期限を変更又は延長する必要があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の確定)

第14条 市長は、前条の報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査及び必要に応じて現地調査を行い、適当と認めたときは、補助金交付確定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。

(代理受領)

第15条 申請者は、補助金の交付の請求及び当該補助金の受領を、除却を行った者又は、建替えを行った者に委任する方法（以下「代理受領」という。）により行うことができる。

- 2 代理受領により補助金の交付を受けようとする者は、請求及び受領に関する委任状を添えて市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 3 市長は、前項の請求があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、当該請求を行った者に補助金を交付するものとする。
- 4 前項の規定による交付があったときは、申請者に対し補助金の交付があったものとみなす。

(補助金交付決定の取り消し)

第16条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (4) その他市長が不適當と認める事由が生じたとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、当該取り消し部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて補助金の返還を命じることができる。

(雑則)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和 3年10月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際限にある既存の要綱による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際限にある旧様式による様式については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

この要綱は、令和 4年 4月 4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 日から施行する。

別記

様式第 1 号（第 7 条関係）補助金交付申請書

様式第 2 号（第 8 条関係）補助金交付決定通知書

様式第 3 号（第 10 条関係）補助金交付変更承認申請書

様式第 4 号（第 10 条関係）補助金交付変更承認通知書

様式第 5 号（第 11 条関係）事業遅滞等報告書

様式第 6 号（第 11 条関係）指示書

様式第 7 号（第 12 条関係）取りやめ届

様式第 8 号（第 13 条関係）完了実績報告書

様式第 9 号（第 14 条関係）補助金交付確定通知書

宮崎市危険ブロック塀等対策事業
補助金交付申請書

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

申請者

住所

（代表者）氏名

電話 — —

宮崎市危険ブロック塀等対策事業に対する補助金の交付を受けたいので、宮崎市危険
ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

交 付 申 請 額	円
補 助 工 事 の 区 分	☐ 除却 ☐ 建替え
ブロック塀等の所在地	宮崎市
事 業 計 画	別紙のとおり

※ 関係書類

1. 事業計画書
2. 委任状
3. 現況の附近見取図・配置図・立面図
4. 現況写真
5. 建替えを行う場合、地震に対し安全な構造がわかる資料
6. 見積書の写し
7. 登記簿（土地）の写し又は土地の権利者が分かる書類
8. 滞納無証明書（市税の滞納が無いことを証明する書類）
9. 誓約書兼同意書
10. 相手方登録申出書（金融機関確認印又は通帳の写しを添付）
11. その他市長が認めた書類

宮崎市危険ブロック塀等対策事業
補助金交付決定通知書

宮 建 第 号
年 月 日

様

宮崎市長

年 月 日付けで交付申請のあった宮崎市危険ブロック塀等対策事業の補助金については、次のとおり決定したので宮崎市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

補 助 金 の 額	円
補 助 工 事 の 区 分	☐ 除却 ☐ 建替え
ブ ロ ッ ク 塀 等 の 所 在 地	
ブ ロ ッ ク 塀 等 の 概 要	
交 付 の 条 件	(1) 年 月 日付けによる申請書記載のとおり (2) 宮崎市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱 第9条による

備 考

- (1) 宮崎市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- (2) この補助金は、補助対象事業費に使用し、他の費用に流用しないこと。
- (3) 要綱の規定に違反した場合、また補助金の使途が適正でない場合は、この決定が取消しになる場合がある。その際は市長の求めに応じ、交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
- (4) この事業について、市長が必要な調査を行うときは、調査に協力すること。

宮崎市危険ブロック塀等対策事業
補助金交付変更承認申請書

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

申請者 住所

氏名

電話

— —

年 月 日付け宮建第 号 で交付決定（変更承認）のあった宮崎市危険ブロック塀等対策事業について当該事業計画の変更の承認を受けたいので、宮崎市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

補 助 金 変 更 承 認 申 請 額	円 変更後 (差引き増減額 円)
補助金交付決定額 又は変更承認額	円 変更前
補 助 工 事 の 区 分	☐ 除却 ☐ 建替え
変 更 の 理 由	☐ 交付決定額の変更 ☐ その他 ()
添 付 書 類	別紙のとおり

※関係書類

1. 事業計画書（工事概要、収支予算、市補助金の計算等）
2. 変更後の図面等
3. 変更後の工事見積書の写し
4. その他市長が認めた書類

様式第4号（第10条関係）

宮崎市危険ブロック塀等対策事業
補助金交付変更承認通知書

宮 建 第 号
年 月 日

様

宮崎市長

年 月 日付けで申請のあった宮崎市危険ブロック塀等対策事業の変更については、次のとおり承認したので宮崎市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により通知します。

補助金変更承認額	円 (増減額 円)	変更後
補助金交付決定額 又は変更承認額	円	変更前
補助工事の区分	☐ 除却 ☐ 建替え	
ブロック塀等の 所在地		
変更の内容		
交付の条件	(1) 年 月 日付けによる申請書記載のとおり	

備 考

- (1) 宮崎市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- (2) この補助金は、補助対象事業費に使用し、他の費用に流用しないこと。
- (3) 要綱の規定に違反した場合、また補助金の使途が適正でない場合は、この決定が取消しになる場合がある。その際は市長の求めに応じ、交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
- (4) この事業について、市長が必要な調査を行うときは、調査に協力すること。

様式第5号（第11条関係）

宮崎市危険ブロック塀等対策事業
事業遅滞等報告書

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

申請者 住所

氏名

電話

— —

年 月 日付け宮建第 号 で交付決定（変更承認）のあった宮崎市危険ブロック塀対策事業について当該事業の遅滞等が生じたので、宮崎市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第11条第1項の規定により報告します。

補助金交付決定額 又は変更承認額	円
遅滞等の内容	
遅滞等の理由	

宮崎市危険ブロック塀等対策事業
指 示 書

宮 建 第 号
年 月 日

様

宮崎市長

年 月 日付けで報告のあった宮崎市危険ブロック塀等対策事業の遅滞等について、宮崎市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により次のとおり指示します。

指 示 の 内 容	
そ の 他	

備 考

- （1）宮崎市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守すること。
- （2）この補助金は、補助対象事業費に使用し、他の費用に流用しないこと。
- （3）要綱の規定に違反した場合、また補助金の使途が適正でない場合は、この決定が取消しになる場合がある。その際は市長の求めに応じ、交付した補助金の全部又は一部を返還すること。
- （4）この事業について、市長が必要な調査を行うときは、調査に協力すること。

様式第7号（第12条関係）

宮崎市危険ブロック塀等対策事業
取りやめ届

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

申請者 住所

氏名

電話

—

—

年 月 日付け宮建第 号 で交付決定（変更承認）のあった宮崎市危険ブロック塀等対策事業を取りやめたので、宮崎市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により届け出ます。

補助金交付決定額 又は変更承認額	円
取りやめ理由	
添付書類	補助金交付決定（変更承認）通知書（原本）

宮崎市危険ブロック塀等対策事業
完了実績報告書

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

申請者

住所

（代表者）氏名

電話 ー ー

宮崎市危険ブロック塀等対策事業が完了したので、宮崎市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第13条の規定により、関係書類を添えて実績報告書を提出します。

補助金交付決定日 又は変更承認日	年 月 日 宮建第 号
補助金交付決定額 又は変更承認額	円
補助工事の区分	☐ 除却 ☐ 建替え
ブロック塀等の所在地	宮崎市
事業報告	別紙のとおり

※ 関係書類

1. 事業実施報告書
2. 領収書の写し
3. 撤去前、新設後、新設の高さ、延長、配筋等の計測写真
4. 交付申請から変更がある場合、その内容が分かる資料
5. 宮崎市への請求書
6. その他市長が認めた書類

宮崎市危険ブロック塀等対策事業
補助金交付確定通知書

宮 建 第 号
年 月 日

様

宮崎市長

年 月 日付けで交付決定（変更承認）した宮崎市危険ブロック塀等対策事業の補助金については、次のとおり交付額を確定したので宮崎市危険ブロック塀等対策事業補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

補助金交付決定日 又は変更承認日	年 月 日 宮建第 号
補助金交付決定額 又は変更承認額	円
補助金交付確定額	円
補助工事の区分	☐ 除却 ☐ 建替え
ブロック塀等の 所在地	

以降、参考任意様式

危険ブロック塀等対策事業

別 紙

☐ 事業計画書 ☐ 申請 ☐ 変更 ☐ 事業実施報告書

概 要				
所 有 者				
工事施工(予定)業者				
工事契約(予定)日			工事完了(予定)日	
ブロック 塀等の 概 要	既 存	構 造	☐ 補強コンクリートブロック造 / ☐ 組積造(れんが造・石造等)	
		高 さ	道路面からの高さ(擁壁等を含む) : m ~ m	
	事 業	高 さ	ブロック塀等の高さ(擁壁等を除く) : () m ~ () m	
		工事の種類	☐ 除却 ☐ 建替え	
		除却部分の長さ	m (除却のみ)	部分除却後の塀の高さ m
		建替え長さ	m (除却+新設)	新設する塀等の種類

☐ 収支予算 ☐ 収支決算			
収 入 の 部		支 出 の 部	
自 己 資 金	①-⑥ 円	工事費 (税抜き見積額) ① 円	
市 補 助 金	⑥ 円		
計	円		
		総 工 事 費 (税込み見積額)	円

市 補 助 金 の 計 算			
(計算)			
除却延長	m	× 12,000円 = ②	円
建替え延長 (除却+新設)	m	× 27,000円 = ③	円
		②+③	④ 円
①, ④いずれか小さい額(円)		× 2 / 3 = ⑤	円
【交付申請額】 ⑤と236,000円いずれか小さい額		= ⑥	円 (千円未満切捨)

宮崎市危険ブロック塀等対策事業

委 任 状

私は、
を代理人と定め、宮崎市危険ブロック塀等対策事業に関する下記の手続きを委任します。

記

- ☐ 補助金交付申請業務
- ☐ 補助金交付申請に伴う必要書類の作成・提出
- ☐ 完了実績報告業務
- ☐ 完了実績報告に伴う必要書類の作成・提出
- ☐ その他（ ）

年 月 日

委任者 住 所

(申請者) 氏 名



受任者 住 所

(代理人) 氏 名

誓 約 書 兼 同 意 書

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

(申請者)

法 人 等 名			
住 所 又 は 所 在 地			
ふ り が な			
氏 名 又 は 代 表 者 職 氏 名			
生 年 月 日	年 月 日	性 別	

私は、宮崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）に該当しないことを誓約します。

また、宮崎市暴力団排除条例に基づき、宮崎市が暴力団を利することのないことを確認するため、本書に記載した私の個人情報を警察機関へ提供されることに同意いたします。

【役員名簿】

役 職 名	ふりがな 氏 名	性別	生 年 月 日	同意年月日
		男	明治・大正 年 月 日	年 月 日
		女	昭和・平成	
		男	明治・大正 年 月 日	年 月 日
		女	昭和・平成	
		男	明治・大正 年 月 日	年 月 日
		女	昭和・平成	
		男	明治・大正 年 月 日	年 月 日
		女	昭和・平成	
		男	明治・大正 年 月 日	年 月 日
		女	昭和・平成	
		男	明治・大正 年 月 日	年 月 日
		女	昭和・平成	

注 この書面に記載された個人情報は、宮崎市個人情報保護条例（平成14年条例第2号）に基づき取り扱うものとし、宮崎市が講じる暴力団排除措置以外の目的には使用しません。

宮崎市危険ブロック塀等対策事業
同 意 書

宮 崎 市 長 殿

私は、
が「宮崎市危険ブロック塀等対策事業」の補助を受ける
ことに同意いたします。

年 月 日

住 所
氏 名 印

住 所
氏 名 印

請 求 書

年 月 日

宮 崎 市 長 殿

請求者 住所

氏名

下記のとおり請求いたします。

金 額								
-----	--	--	--	--	--	--	--	--

※宮崎市危険ブロック塀等対策事業に対する補助金として

宮崎市危険ブロック塀等対策事業

【 交付申請 チェックリスト 】

		市記入	受付日	/	受付者：
申請者名		TEL	-	-	
代理人		TEL	-	-	
会社名					

・申請者確認欄 (申請書提出前に必要な書類が揃っているかチェックしてください)

必要書類一覧	備 考
☐ 交付申請書 (様式第1号)	滞納無証明書と同一の住所であること
☐ 事業計画書	
☐ 委任状	
☐ ブロック塀等の現況写真	健全性が保たれていない箇所をマーキングし 明示すること
☐ 附近見取図	
☐ 現況のブロック塀等の図面	配置図、立面図、現況のブロック塀等の延長、高さが分かるもの
☐ 建替えを行う場合、地震に対し安全な構造 かわかる資料	新設する塀等の当該計画図、メーカー仕様が わかるもの(カタログ等)
☐ 補助対象工事が狭あい道路に面する場合、 狭あい道路後退協議済み通知書の写し	
☐ 工事見積書の写し	補助対象部分の見積書
☐ 登記簿 (土地)	申請書提出3ヶ月以内のもの (無ければ、課税通知の写しでも可)
☐ 滞納無証明書 (市税が滞納の無いことを証明する書類)	申請書提出3ヶ月以内のもの
☐ 誓約書兼同意書	
☐ 相手方登録申出書	金融機関確認印又は通帳の写し
☐ その他市長が必要と認めた書類	
その他 確認事項	※選択肢が右欄の場合、別途書類・修正が必要
土地の所有者ですか？	はい いいえ 同意書の提出
土地の所有者が複数名いますか？	はい いいえ 同意書の提出
ブロック塀等の所在地は登記の所在と同一で 記入されていますか？	いる いない 修 正
除却後の安全性は確保されていますか？	はい いいえ 修 正

・市職員確認欄 ※申請者は記入不要

■審査欄			
一次審査	審査日	/	担当
申請者要件	☐ 適	☐ 不適	
工事の種類	☐ 除却	☐ 建替え	
前面道路の種類 ()			
狭あい協議	☐ 不要	☐ 要	
市補助金の計算	☐ 適	☐ 不適	
地区計画、建築協定等での塀等の建築制限の有無	☐ 無	☐ 有	
暴力団照会	☐ 予定	☐ / 済 (☐ 適 ☐ 結果添付)	
都市計画図添付	☐ 有	☐ 無	

宮崎市危険ブロック塀等対策事業

【 変更承認申請 チェックリスト 】

		市記入	受付日	/	受付者：
申請者名		TEL	-	-	
代理人		TEL	-	-	
会社名					

・申請者確認欄 （申請書提出前に必要な書類が揃っているかチェックしてください）

必要書類一覧	備考
☐ 変更承認申請（様式第3号）	滞納無証明書と同一の住所であること
☐ 事業計画書	
☐ 変更後の図面等 ※1	配置図、立面図、新設する塀等の当該計画図、メーカーのカタログ等
☐ 変更後の工事見積書の写し ※1	補助対象項目の数量調書を添付
☐ その他市長が必要と認めた書類	

※1 変更箇所をマーキングし明示すること

変更概要	
交付決定額の変更	☐ 無 ☐ 有 金額（当初 ） ⇒（変更 ）
変更の理由	☐ 交付決定額の変更 ☐ その他（ ）

・市職員確認欄 ※申請者は記入不要

■審査欄			
一次審査	審査日	/	担当
申請者要件	☐ 適 ☐ 不適		
見積書（算出根拠）	☐ 適 ☐ 不適		
備考		二次審査	審査日
		/	担当

宮崎市危険ブロック塀等対策事業

【 完了実績報告 チェックリスト 】

		市記入	受付日	/	受付者：
申請者名		TEL	-	-	
代理人		TEL	-	-	
会社名					

・申請者確認欄 （報告書提出前に必要な書類が揃っているかチェックしてください）	
必要書類一覧	備 考
☐ 完了実績報告書（様式第8号）	滞納無証明書と同一の住所であること
☐ 事業実施報告書	
☐ 領収書の写し	
☐ 除却後又は建替え後の写真	除却の場合：撤去前、撤去後の写真 建替えの場合：撤去前、新設後、新設の高さ、延長、配筋等の計測写真
☐ 交付申請から変更がある場合、その内容が分かる資料	図面、見積書等
☐ 宮崎市への請求書	
☐ 代理受領の場合、請求及び受領に関する委任状	
☐ 代理受領の場合、相手方登録申出書	
☐ その他市長が必要と認めた書類	

・市職員確認欄 ※申請者は記入不要			
■審査欄			
一次審査	審査日	/	担当
申請者要件	☐ 適	☐ 不適	
二次審査		審査日	/
		担当	